

告 示

埼玉県告示第千六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二一一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置	図面省略	収容台数	一二一三台
(変更後) 位置	図面省略	収容台数	一〇二六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数	五か所	位置	図面省略
(変更後) 出入口の数	五か所	位置	図面省略

ハ 変更年月日

平成三十一年五月八日

二 届出年月日

平成三十一年九月七日

三 縦覧期間

平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十八日から平三十一年一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課